

【令和4年度版】

高等教育（大学、短大、専門学校）進学を応援 10万円（支援金）のご案内

令和5年度に大学・短大・専門学校へ進学をめざす、県内のひとり親家庭
または児童養護施設・里親の世帯の高校生、高等専修学校生を
対象に募集します。

（寄付者の願い・創設の経緯）

県内の篤志家の方から、経済的に厳しい状況におかれている、ひとり親家庭等の生徒で大学等に進学を希望する方に対して、入学準備に必要な支援をしたいと寄付金が寄せられ、この財源をもとに新たに資金事業を創設いたしました。

1 制度の概要

市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の児童、児童養護施設に措置または里親に委託された児童で大学・短大・専門学校へ進学を予定されている高校生または高等専修学校生で支援が必要とされる方（県内10名を基本）を対象に進学支援金として10万円を給付します。

2 応募資格

県内に在住し、令和4年度に大学・短大・専門学校への進学を希望しており、次のア～イのいずれかの要件に該当する世帯に属している学業成績が優秀な生徒

ア 市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

イ 児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

3 応募方法

上記2のア～イの区分に従い、

必要な添付書類を在籍する高等学校または高等専修学校に提出してください。

応募締切：令和4年12月28日（水）

4 給付候補者の決定

本会に設置する資金運営委員会において、給付候補者を決定し、申請者と学校長へ通知します（1月下旬頃予定）。

5 給付金の交付

給付候補者は大学・短大・専門学校に進学した時は在学証明書を添付し、給付金交付請求書（様式第2号）を本会に送付してください。

給付金交付請求書の受領後、内容を確認したうえで指定の金融機関口座に振込送金いたします（4月下旬頃予定）。

区分	申請者	添付書類
ア	・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人	・給付金申請書（様式第1号） ・主たる生計維持者の課税証明書
イ	・児童養護施設の施設長 ・里親	・給付金申請書（様式第1号） ・世帯状況等調書（様式第4号）

（問合先） 鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：上田、稲村）

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

※本会HPで広報、各高等学校・高等専修学校、児童養護施設、里親、鳥取県母子寡婦福祉連合会に御案内します。

